

# 台東区公衆喫煙環境の整備指針

台東区

令和4年3月

## 目次

第1章 指針策定の背景と目的	・・・	1
1 背景	・・・	1
2 目的	・・・	1
第2章 喫煙環境を取り巻く現況と課題	・・・	2
1 喫煙環境の変化	・・・	2
2 区のこれまでの取り組み	・・・	3
(1) 公衆喫煙所の整備	・・・	3
(2) 喫煙マナー指導の強化	・・・	6
3 屋外の喫煙に関する意見	・・・	6
(1) 意見の推移	・・・	6
(2) 意見の内容	・・・	7
第3章 今後の取り組み	・・・	9
1 公衆喫煙所整備の推進	・・・	9
(1) 公衆喫煙所の定義	・・・	9
(2) 重点整備エリアの設定	・・・	10
(3) 整備手法	・・・	11
2 喫煙マナー向上の推進	・・・	12
(1) 喫煙マナーの指導	・・・	12
(2) 台東区喫煙ルール of 周知・普及啓発	・・・	13
(3) まちの美化に配慮した喫煙マナー向上の啓発	・・・	14
第4章 喫煙環境整備の今後の方向性	・・・	15
資料編		
・パブリックコメントの実施結果	・・・	15
・東京都台東区ポイ捨て行為等の防止に関する条例	・・・	16
・東京都台東区ポイ捨て行為等の防止に関する条例施行規則	・・・	20
・台東区区有施設の受動喫煙防止対策に関する方針	・・・	25
・健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）概要	・・・	27
・東京都受動喫煙防止条例	・・・	28
・厚生労働省通知：健発1109第6号平成30年11月9日 屋外分煙施設の技術的留意事項について（通知）	・・・	33
・区内の公衆喫煙所一覧	・・・	35
・法改正・都条例の制定経緯、区の取り組み	・・・	36

## 第1章 指針策定の背景と目的

### 1 背景

令和2年4月に「改正健康増進法」及び「東京都受動喫煙防止条例」が全面施行され、望まない受動喫煙をなくす社会的合意が醸成されつつあります。法及び条例の施行前は、事業所や飲食店など屋内で喫煙することが可能でしたが、施行後はそれらの場所での喫煙が制限されたことにより、道路、公園など屋外の公共の場所や、駐車場などの私有地で、無秩序な喫煙が増加し、喫煙に関するトラブルが急増しています。

本区においても、歩きたばこや吸い殻のポイ捨てに加え、路上喫煙に対しても受動喫煙による健康への影響を心配する声や、屋外における分煙を徹底すべきとする意見が寄せられています。

こうした意見や要望に対して、令和3年4月1日に、改正した「東京都台東区ポイ捨て行為等の防止に関する条例（平成9年9月台東区条例第32号）」を施行し、以前より禁止であったポイ捨てに加え、歩きたばこ（自転車等の乗車中の喫煙を含む）を禁止するとともに、朝7時から9時までを喫煙禁止時間と定め、公衆喫煙所を除く公共の場所での喫煙を禁止としました。

また、喫煙マナーに特化した巡回指導や意識啓発に重点を置いた様々な施策に取り組んでいます。

しかし、たばこを取り巻く課題は解決には至っておらず、喫煙環境の変化に沿った、更なる取り組みの推進が求められています。

### 2 目的

本指針において、公衆喫煙環境に関する課題と対策を整理し、区の取り組みの方向性とその内容を明らかにすることで、歩きたばこやポイ捨てがなく、たばこの煙や臭いに困ることのない快適な環境の整備を推進し、喫煙する人もしない人も共存できる「分煙」社会の実現を目指します。

## 第2章 喫煙環境を取り巻く現況と課題

### 1 喫煙環境の変化

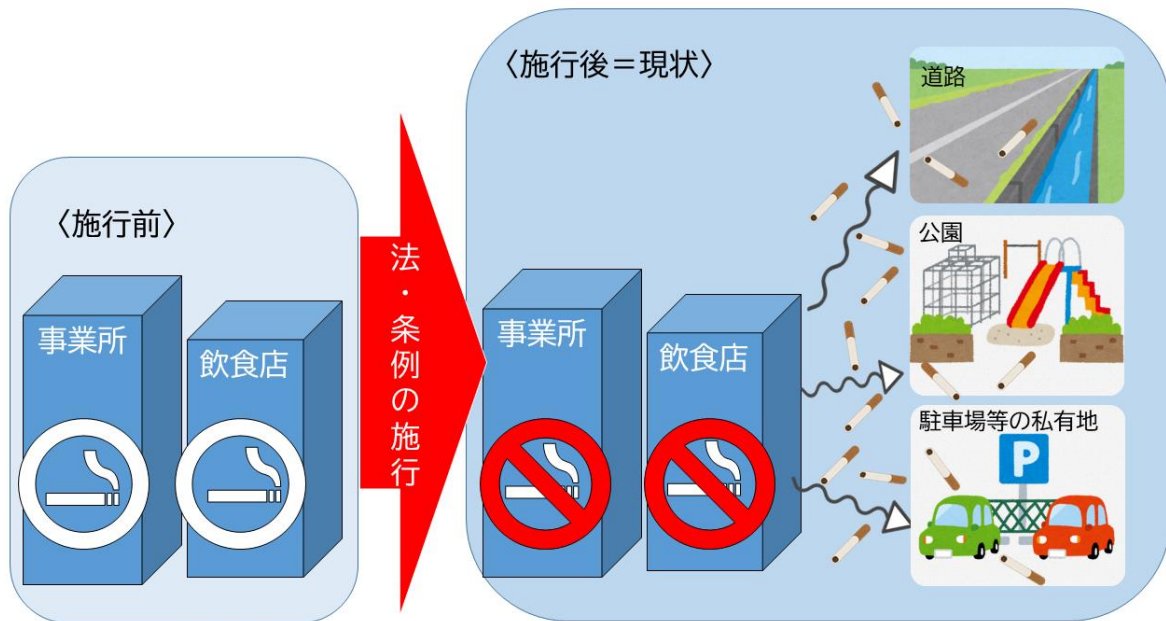
令和2年4月に改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が全面施行されたことにより、屋内での喫煙が大きく制限されることとなりました。

その結果、本区においても、屋外での喫煙が増加するなど喫煙環境を取り巻く現況は大きく変化したため、区条例の改正などの対策を講じていますが、今後も更なる対策が求められています。

#### <国・都・区の主な動き>

平成31年1月 (2019年)	国 ・ 都	改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例 一部施行
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国及び地方公共団体の責務</li> <li>・喫煙する際の配慮義務等</li> </ul>
令和元年7月1日 (2019年)	国	改正健康増進法 一部施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、医療機関、児童福祉施設等、及び行政機関などは、敷地内禁煙（一定の要件を満たした屋外喫煙場所を除く。）</li> </ul>
令和元年7月1日 (2019年)	区	台東区区有施設の受動喫煙防止対策に関する方針 実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・区有施設においては、屋内、屋外を原則禁煙。路上での喫煙対策、禁煙場所の確保等の観点から、分煙施設となる公衆喫煙所の整備を進めていく考え方を定めた。</li> </ul>
令和元年9月1日 (2019年)	都	東京都受動喫煙防止条例 一部施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校などは、敷地内禁煙（屋外喫煙場所であっても設置不可）</li> <li>・飲食店における店内の喫煙状況について、店頭表示義務（禁煙の場合も禁煙の標識を掲示）</li> </ul>
令和2年4月1日 (2020年)	国 ・ 都	改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例 全面施行
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・多数の者が利用する全ての施設において、原則屋内禁煙（一定の要件を満たした場合は、屋内喫煙所の設置可）</li> </ul>
令和3年4月1日 (2021年)	区	東京都台東区ポイ捨て行為等の防止に関する条例 施行 (平成9年9月台東区条例第32号)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩きたばこ禁止を規定</li> <li>・喫煙禁止時間（午前7時～午前9時）の指定</li> <li>・たばこの定義を追加（電子たばこの規定）</li> </ul>

<喫煙環境の変化イメージ>



2 区のこれまでの取り組み

(1) 公衆喫煙所の整備

区では、屋外における分煙の促進と、たばこのポイ捨てなどの防止のために、公衆喫煙所の整備を推進してきました。(令和4年3月16日現在17箇所。詳細は資料編公衆喫煙所一覧を参照。)

また、不特定多数が利用する駅出入口至近及び通学路に面した道路上の公衆喫煙所などについては廃止を行い、新たに整備する場合は、喫煙しない方にも配慮した公衆喫煙所を設置しています。

令和元年度 2箇所

整備区分	場所	構造	運用開始	運用時間
新設	鶯谷公園内	コンテナ型	令和2年4月1日	7:00~19:30
新設	本庁舎駐車場出口横	トレーラー型	令和元年12月23日	8:00~19:00

令和2年度 3箇所

整備区分	場所	構造	運用開始	運用時間
新設	金竜公園内	コンテナ型	令和3年4月1日	7:00~19:30
新設	隅田公園内	トレーラー型	令和3年4月1日	7:00~19:30
改良(※1)	清川清掃車庫内	トレーラー型	令和3年4月1日	8:00~20:00

令和3年度 1箇所

整備区分	場所	構造	運用開始	運用時間
改良(※1)	池之端二丁目公衆トイレ横	コンテナ型	令和3年9月1日	終日(※2)

※1 「改良」とは、既存の公衆喫煙所を、分煙を図った形状等に変更することで環境を整備すること。

※2 日中(7時から19時)と夜間(19時から7時)で利用スペースをわけて運用。

### 新たに整備した公衆喫煙所の整備例

#### 金竜公園内【コンテナ型】



(外観)



(内観)

#### 隅田公園内【トレーラー型】



(外観)



(内観)

改良整備した公衆喫煙所の例

池之端二丁目公衆トイレ横【開放型→コンテナ型（24時間運用）】



(改良前)



(改良後)



日中利用スペース（7：00～19：00）



(外観)



(内観)

夜間利用スペース（19：00～7：00）

廃止した公衆喫煙所の例

・JR 鶯谷駅南口陸橋脇

・東京メトロ 仲御徒町駅 A8 出口北



## (2) 喫煙マナー指導の強化

平成20年度より、歩きたばこやポイ捨てなどを防止し、まちの美化の促進を図るため、区内主要駅周辺に喫煙等マナー指導員の配置を行い、放置自転車対策と連携したマナー指導を実施しています。

また、平成30年度より、改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例の施行に伴う屋外における喫煙の増加に対応するため、喫煙マナーの指導に特化した指導員の配置などを行い、指導体制を強化しています。

### <喫煙マナー指導の強化変遷>

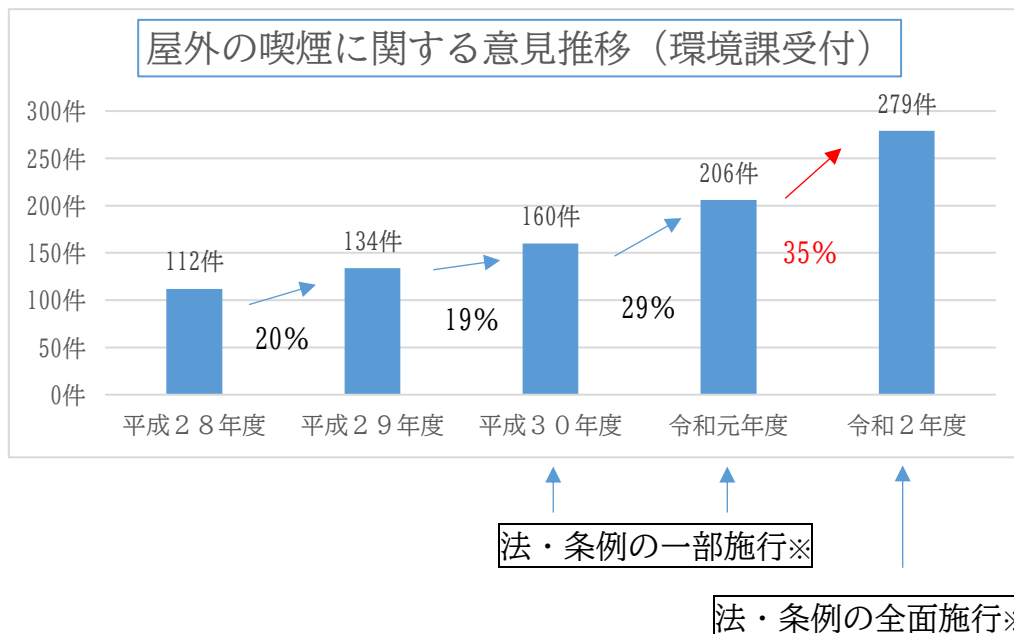
平成20年度	放置自転車対策と連携したマナー指導員を配置
平成30年度	従来の指導員に加え、喫煙マナーに特化した指導員2名を配置（7時～15時）
令和元年度	喫煙マナーに特化した指導員の巡回時間を延長（7時～15時→7時～20時）
令和2年度	喫煙マナーに特化した指導員を増員（2名→6名）

## 3 屋外の喫煙に関する意見

令和2年4月の改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の全面施行後、屋外の喫煙に対する意見の数は増加しています。

また、新型コロナウイルス感染症が終息し外出自粛などの影響がなくなった場合、屋外での喫煙者は更に増加し、喫煙に対する意見も増加することが懸念されます。

### (1) 意見の推移



※法・条例・・・改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例

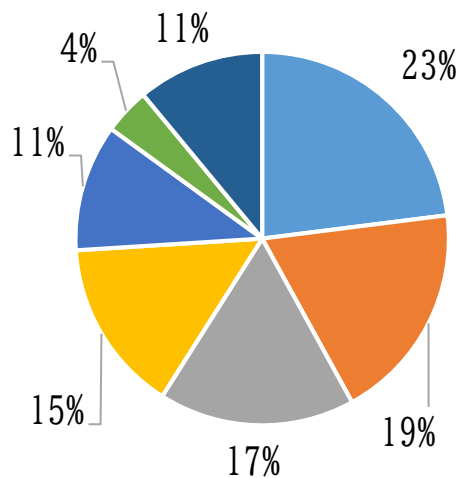


## (2) 意見の内容

### ① 意見の内訳

屋外の喫煙に関する意見の内容を見ると、路地裏などの一定の場所が自然と喫煙スポット化し喫煙者が集まってくることや、たばこのポイ捨てに対する意見が半数近くを占め、分煙の徹底と、公衆喫煙所の整備、台東区喫煙ルールの周知の充実、マナー指導の強化を求める意見が多くあります。

屋外の喫煙に関する意見内訳(令和2年度)



#### ■路地裏などの喫煙スポット化に対する意見

- ・「自宅の前の〇〇通りで毎朝社員がたばこを吸っている」
- ・「〇〇小学校のグラウンドの近くが喫煙スポットになっている」

#### ■ポイ捨て(路上喫煙)に対する意見

- ・「〇〇通りで毎朝ポイ捨てる人を見かける」



#### ■公衆喫煙所に対する意見

- ・「〇〇喫煙所は駅の出入り口に近く、煙が漂ってくるから廃止してほしい」
- ・「家の周りに公衆喫煙所がなく困っている。〇〇駅の周辺に公衆喫煙所を整備してほしい」

#### ■店先等の灰皿に対する意見

- ・「〇〇飲食店の店先に灰皿が置かれており、喫煙者が集まっている」

#### ■区条例に対する意見

- ・「24時間全面禁煙にして過料を取るべきじゃないか」

#### ■歩きたばこ

- ・「〇〇町〇丁目で歩きたばこをしている人を見かけるので、区が指導してほしい」

#### ■その他(公園での喫煙やマナー指導員に対する意見など)

- ・「〇〇公園で喫煙している人がいる。子供を遊びにつれていくこともできないので、区が注意してほしい」

## ② 意見が多く寄せられる場所

喫煙マナーについて、区に特に多くの意見が寄せられる場所をわかり易く地図に表しました。

### <意見が多い場所>

#### ■北上野2丁目

##### 【主な意見】

近隣オフィスの会社員による学校周辺での喫煙について

#### ■上野

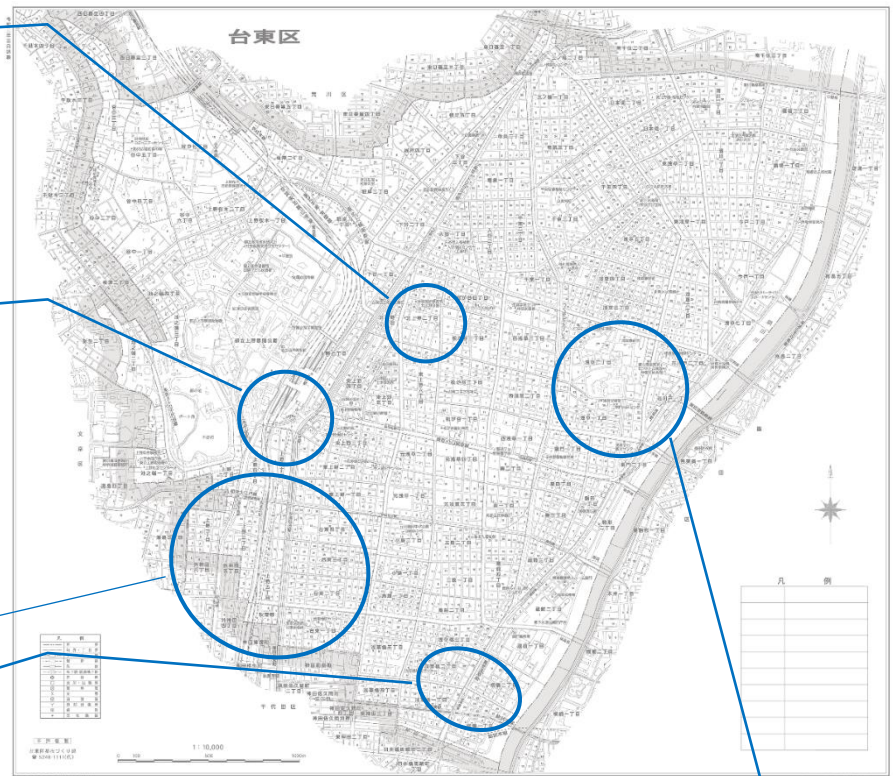
##### 【主な意見】

既存公衆喫煙所(ペDESTリアンデッキ上)の煙と利用ルール(定員以上での利用など)について

#### ■御徒町

#### ■浅草橋

【主な意見】近隣オフィスの会社員による路地裏や公園での喫煙や、灰皿を置いてある店先での喫煙マナーについて



#### ■浅草

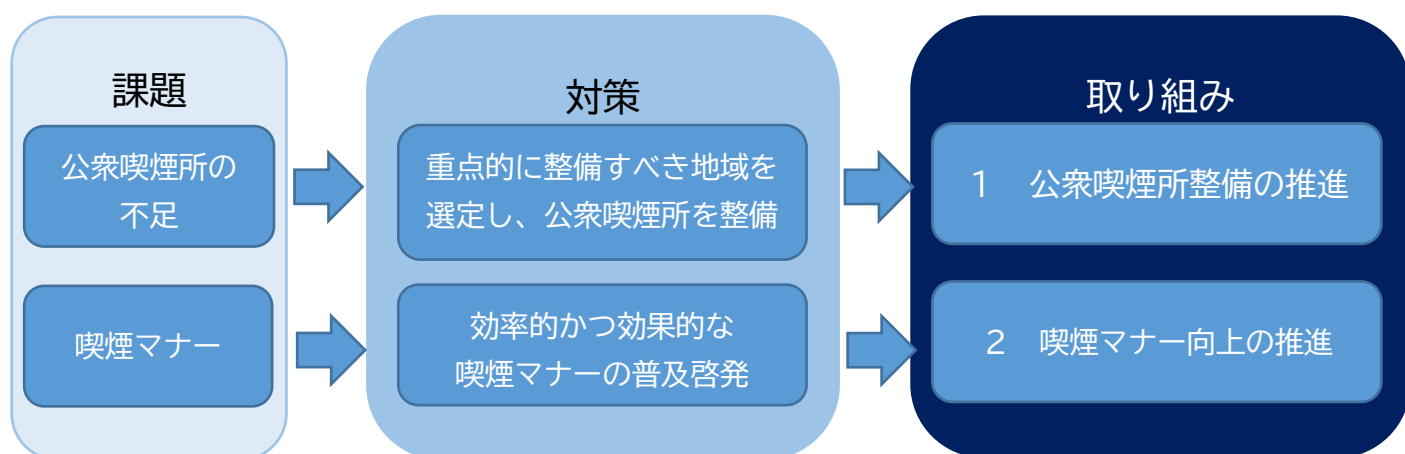
##### 【主な意見】

既存公衆喫煙所の設置位置、煙と利用ルール(定員以上での利用など)について

### 第3章 今後の取り組み

「喫煙する人としらない人が共存できる」環境の充実を図るためには、公衆喫煙所の整備による分煙対策や、喫煙マナーの普及啓発などの施策を、同時かつ平行して進める必要があります。

区では、課題に対し、対策と取り組みを講じることにより、公衆喫煙環境の整備を推進します。



#### 1 公衆喫煙所整備の推進

東京都の喫煙率は、16.5%（令和元年東京都国立がんセンターの統計より、成人男性 25.3%、成人女性 8.4%）であることから、一定数の喫煙者がいることを鑑みて、喫煙する人が法令や、マナーを守って吸えるよう、十分に配慮していくことが重要です。

区では、台東区区有施設の受動喫煙防止対策に関する方針等に基づき、喫煙しない方にも配慮した公衆喫煙所を整備し、屋外における分煙を推進します。

##### （1）公衆喫煙所の定義

公衆喫煙所とは、次の要件を満たすものを指します。

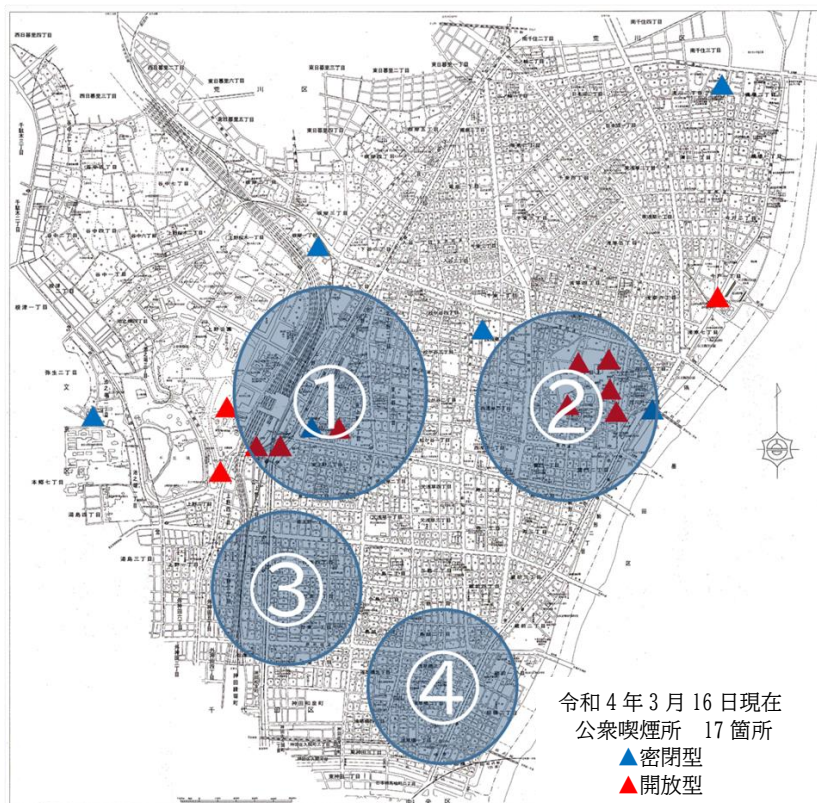
- ① 不特定多数の喫煙者が無料で利用できる喫煙場所
- ② 区が設置もしくは指定する屋内外の喫煙場所

## (2) 重点整備エリアの設定

公衆喫煙所を整備してほしいという意見が多く寄せられている場所と、路上喫煙やポイ捨てなどのマナー違反についての意見が多い場所は、概ね重複しているため、「重点整備エリア」と設定し、重点的に公衆喫煙所を整備します。

このほか、人の集散が多い場所（＝屋外での喫煙機会が多い場所）、ポイ捨ての多い場所など、重点整備エリア以外の場所についても、公衆喫煙所の整備の検討を行います。

### <重点整備エリア>



重点整備エリア	特徴
①上野～北上野	通勤者や来街者が多く、昼間人口が特に多い。 煙が周辺に漂うタイプの公衆喫煙所が多く、公衆喫煙所への意見が多い地域。
②浅草	
③御徒町	マナー違反に対する意見が多く、以前から公衆喫煙所の整備を検討してきた地域。 分煙対策が不十分な公衆喫煙所を撤去した経緯もあり、「どこで吸えばいいのか」という喫煙者からの意見も多い。
④浅草橋	

### (3) 整備手法

分煙対策のとれた公衆喫煙所を整備することにより、マナーを守って喫煙できる環境、そしてたばこの煙、臭いやポイ捨てなどに困ることのない環境を整備します。

これまでは、区が主体となって公衆喫煙所の整備を進めてきましたが、用地の確保など多くの課題があります。そこで、今後は区による整備に加え、新たな手法を用いて公衆喫煙環境の整備を図ります。

- ①区による公衆喫煙所の整備
- ②民間事業者等による公衆喫煙所の整備に対する支援
- ③公衆喫煙所としての指定

#### ① 区による公衆喫煙所の整備

「台東区区有施設の受動喫煙防止対策に関する方針」等に基づき、区有施設等の敷地を活用し、区による整備を行います。整備にあたっては、地域住民等に対して十分な説明を行い、理解を得たうえで進めます。

#### ② 民間事業者等による公衆喫煙所の整備に対する支援

民間事業者等に対して公衆喫煙所の設置を働きかけ、支援を行います。

#### ③ 公衆喫煙所としての指定

既にある民間事業者等の喫煙所の情報収集を行い、より幅広い方に利用いただけるよう、区の公衆喫煙所としての協力を依頼します。協力可能な場合は、区の公衆喫煙所として指定し、公衆喫煙所ウェブマップ（区公式ホームページ）への掲載などを通じて利用促進に努めます。

## 2 喫煙マナー向上の推進

### (1) 喫煙マナーの指導

喫煙マナーの向上のため、マナー指導員による啓発活動を実施します。

また、区で実施しているその他の巡回警備と喫煙マナー指導の横断的な連携を行うことにより、効率的な巡回指導を行います。

#### ① マナー指導員による指導

区内主要駅周辺に喫煙等マナー指導員の配置を行い、放置自転車対策と連携したマナー指導を行います。

また、啓発キャンペーンを実施します。

#### ② 喫煙に特化したマナー指導員による巡回指導

喫煙マナーに特化した指導員（喫煙マナー指導員）の配置を行い、公衆喫煙所及びマナー指導が必要な場所を巡回し、指導を行います。

また、公衆喫煙所周辺などにおいて、たばこのポイ捨てなどの清掃を実施し、まちの美化を促進します。

#### ③ 丁寧な個別対応の取り組み

歩きたばこ、ポイ捨て、路上喫煙などに関する意見が多い場所には、類似した特徴があります。意見をいただいた場所の現地確認を行い、重点的に巡回しマナー指導を行うことにより、効果的なマナー指導に取り組みます。



喫煙マナー指導員

## (2) 台東区喫煙ルールの周知・普及啓発

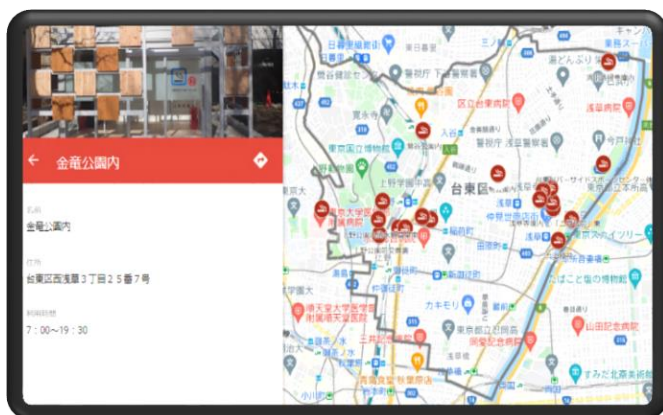
喫煙する方だけでなく、喫煙しない方にも、本区の喫煙ルールを知っていただくため、様々な情報媒体を用いて喫煙ルールの周知・普及啓発を図ります。

また、外国の方にも周知できるように多言語での表記に努めます。

### ① 公衆喫煙所ウェブマップ

令和元年度より、6言語に対応した公衆喫煙所ウェブマップを区公式ホームページにて公開しています。

公衆喫煙所ウェブマップの情報を基に、より多くの方が公衆喫煙所を利用できるよう、今後も各種啓発物品へのQRコードの掲載などにより、公衆喫煙所の周知を図ります。



公衆喫煙所ウェブマップ



公衆喫煙所ウェブマップ  
QRコード(日本語版)

### ② 路面標示シート・ブロック

主要交差点やご要望をいただいた場所を中心に、区内約700箇所に、喫煙マナーの向上を呼び掛ける路面標示シートやブロックを設置しています。

今後も定期的な貼り替えやデザインの見直しなどの維持管理により、わかりやすく効果的な啓発を行います。



路面標示シート

### ③ 啓発物品

ポケットティッシュなどの啓発物品や、ポスター・ステッカーなどの啓発用掲示物の作成、配布を行っています。

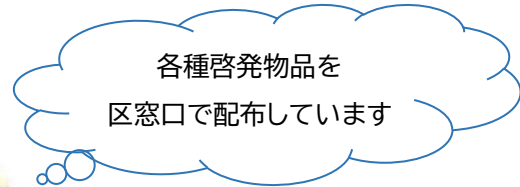
啓発物品を用いて、より多くの方へ喫煙マナーの周知・普及啓発を図ります。



ステッカー



立て札 (植込み用)



屋外用ステッカー

### ④ 公衆喫煙所利用ルールの徹底

感染症の拡大防止や快適な公衆喫煙所の利用のため、各公衆喫煙所において定員の設定などの「公衆喫煙所利用ルール」を定めています。各公衆喫煙所において掲示物やマナー指導を通じて「公衆喫煙所利用ルール」の定着を図ります。

### (3) まちの美化に配慮した喫煙マナー向上の啓発

「自分たちの地域は自分たちできれいにする」という区民等の皆様の思いを行動に移すことが、歩きたばこやポイ捨てを行う人たちの意識を変える最も基本的で効果的な取り組みになります。

今後も、区民等の皆様の協力のもと、「台東区大江戸清掃隊」によるまちの美化啓発キャンペーン、ごみゼロキャンペーンなどと連携し、まちの美化の観点より喫煙マナー普及啓発を実施します。





## 第4章 喫煙環境整備の今後の方向性

引き続き、区民等の皆様の声などを勘案しながら、喫煙する人とならない人の共存を図れるよう、区による公衆喫煙所の整備や、民間事業者等が設置する喫煙所の確保に努め、分煙対策を進めていきます。

そして、一定程度の公衆喫煙所を設置した後は、路上をはじめとした屋外での喫煙の状況を踏まえ、屋外における喫煙のルールや公衆喫煙所の見直しを行っていきます。

## 資料編

---

### パブリックコメントの実施結果

「台東区公衆喫煙環境の整備指針（中間のまとめ）」について、パブリックコメントを実施し、区公式ホームページや各区民事務所、環境ふれあい館などで中間のまとめの閲覧、意見の受付を行い、広く区民などから意見を募りました。

意見受付期間	令和3年12月16日から令和4年1月6日まで
意見受付件数	15人 20件
提出方法の内訳	郵送 0人（0件） ファックス 0人（0件） ホームページ 15人（20件） 持参 0人（0件）

○東京都台東区ポイ捨て行為等の防止に関する条例

平成9年9月26日

条例第32号

改正 令和2年10月27日条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、ポイ捨て行為等の防止について必要な事項を定めることにより、台東区（以下「区」という。）におけるまちの環境美化の促進を図り、もって区民の生活環境の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ポイ捨て行為 空き缶等及び吸い殻等を持ち帰らず、これらを収納するための容器以外の場所に捨てることをいう。
- (2) 空き缶等 飲料、食料等を収納し、又は収納していた缶、びんその他の容器をいう。
- (3) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物をいう。
- (4) 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙又は蒸気を発生させることをいう。
- (5) 歩行喫煙 歩行中（自転車等の乗車中を含む。）に喫煙し、又は火のついたたばこを所持することをいう。
- (6) たばこ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこ及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。
- (7) 公共の場所 国、都又は区が管理する道路、公園及び広場等（屋外に限る。）をいう。
- (8) 区民等 区内に居住し、若しくは滞在し、又は区内を通過する者をいう。
- (9) 事業者 区内で事業活動を行うすべてのものをいう。
- (10) 団体 区民等又は事業者を構成員として活動する団体及びこれらの連合体をいう。

(禁止行為)

第3条 区民等は、公共の場所において、ポイ捨て行為及び歩行喫煙をしてはならない。

(区長の責務)

第4条 区長は、この条例の目的を達成するため、区民等、事業者及び団体が行う環境美化

活動への支援、意識の啓発その他の環境美化の促進に係る必要な施策の推進に努めなければならない。

(区民等の責務)

第5条 区民等は、次に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 屋外で喫煙するときは、吸い殻入れを携帯し、その吸い殻入れにより処理すること。
- (2) 自宅及びその周辺において清掃活動その他の環境美化活動を行うこと。
- (3) 犬を散歩させる場合は、ふんを持ち帰るための用具を携帯し、犬がふんをしたときは、その用具により処理すること。

2 区民等は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃活動その他の環境美化活動に努めなければならない。

- 2 飲料、食料等、たばこその他の投棄されることによってごみの散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工、販売等を行う事業者は、空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止するため、消費者に対する意識の啓発その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 3 飲料、食料等の自動販売機を設置し、又は管理する事業者（以下「自動販売機業者等」という。）は、回収容器を設置し、自動販売機周辺の清潔保持に努めるなど、これを適正に管理しなければならない。
- 4 事業者は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力するものとする。

(団体の責務)

第7条 団体は、次に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 当該団体の構成員に対し、ポイ捨て行為及び歩行喫煙の防止を呼びかけるなど、環境美化の意識を啓発すること。
- (2) 当該団体の活動地域の清掃活動その他の環境美化活動を推進すること。

2 団体は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力するものとする。

(喫煙禁止時間の指定等)

第8条 区長は、環境美化の促進を図るため、特に必要があると認めるときは、喫煙禁止時間（以下「禁止時間」という。）を指定することができる。

- 2 区民等は、公共の場所において、禁止時間に喫煙をしてはならない。ただし、区長が指定する公衆喫煙所においては、この限りでない。
- 3 区長は、禁止時間を指定したときは、当該時間その他必要があると認める事項を告示し

なければならない。

4 区長は、必要があると認めるときは、その指定した禁止時間を変更し、又はその指定を解除することができる。

5 第3項の規定は、前項の規定による変更又は解除をした場合について準用する。  
(環境美化推進地区)

第9条 区長は、環境美化の促進を図るため、ポイ捨て行為及び歩行喫煙を重点的に防止する必要があると認める地域並びに区民等、事業者及び団体が積極的に環境美化活動に取り組み又は取り組もうとする地域について、環境美化推進地区を指定することができる。

2 区長は、環境美化推進地区については、ポイ捨て行為及び歩行喫煙を防止する施策を重点的に実施するものとする。

(勧告)

第10条 区長は、第3条及び第8条第2項の規定に違反している者に対し、区内の環境美化の促進を図るため必要な限度において、その行為の是正又は中止その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 区長は、第6条第3項の規定に違反している自動販売機業者等に対し、回収容器を設置し、又はこれを適正に管理するよう勧告することができる。

(公表)

第11条 区長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(環境美化の日)

第12条 まちの環境美化意識の向上と実践活動を推進するため、毎年5月30日を「環境美化の日」と定める。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、台東区規則で定める。

付 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年10月27日条例第26号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の東京都台東区ポイ捨て行為等の防止に関する条例第8条の規定による禁止時間の指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

○東京都台東区ポイ捨て行為等の防止に関する条例施行規則

平成10年3月31日

規則第5号

改正 令和2年12月18日規則第52号

(目的)

第1条 この規則は、東京都台東区ポイ捨て行為等の防止に関する条例（平成9年9月台東区条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業活動)

第2条 条例第2条第9号の事業活動は、非営利的活動を含むものとする。

(回収容器)

第3条 条例第6条第3項の回収容器は、金属、プラスチックその他容易に破損しない材質であり、かつ、飲料、食料等の容器が散乱することのない十分な容量があるものとする。

2 自動販売機業者等は、飲料、食料等の容器の投入に支障のないように回収容器を設置するものとする。

(喫煙禁止時間の指定等に関する告示事項)

第4条 条例第8条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項について行うものとする。

(1) 喫煙禁止時間を指定する場合 次に掲げる事項

ア 喫煙禁止時間

イ 指定年月日

(2) 喫煙禁止時間の指定を変更する場合 次に掲げる事項

ア 変更の内容

イ 変更年月日

(3) 喫煙禁止時間の指定を解除する場合 次に掲げる事項

ア 解除する喫煙禁止時間

イ 解除年月日

(4) 条例第8条第2項ただし書に規定する公衆喫煙所を指定する場合 次に掲げる事項

ア 当該公衆喫煙所の場所

イ 指定年月日

(環境美化推進地区)

第5条 区長は、条例第9条第1項の規定による環境美化推進地区を指定したときは、その旨を公告するとともに、当該環境美化推進地区内に標識を設置するものとする。

2 環境美化推進地区には、環境美化推進員を置くものとする。

(勧告)

第6条 条例第10条第1項及び第2項の規定による勧告は、勧告通知書（第1号様式、第1号の2様式又は第1号の3様式）により行うものとする。

(委任)

第7条 この規則の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（令和2年12月18日規則第52号）

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の東京都台東区ポイ捨て行為等の防止に関する条例施行規則第4条の規定による喫煙禁止時間の指定等に係る告示に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

第1号様式（第6条関係）

第1号様式(第6条関係)

年 月 日

住 所

氏 名

台東区長



勸告通知書

あなたは、東京都台東区ポイ捨て行為等の防止に関する条例第3条の規定に違反しているので、同条例第10条第1項及び東京都台東区ポイ捨て行為等の防止に関する条例施行規則第6条に基づき、次の措置を講ずるよう勸告します。

勸告事項	
勸告の理由	
措置を講じなければならない期限	年 月 日



第1号の2様式（第6条関係）

第1号の2様式(第6条関係)

年 月 日

住 所

氏 名

台東区長



勸 告 通 知 書

あなたは、東京都台東区ポイ捨て行為等の防止に関する条例第6条第3項の規定に違反しているので、同条例第10条第2項及び東京都台東区ポイ捨て行為等の防止に関する条例施行規則第6条に基づき、次の措置を講ずるよう勸告します。

勸 告 事 項	
勸 告 の 理 由	
措置を講じなければならない期限	年 月 日

第1号の3様式（第6条関係）

第1号の3様式(第6条関係)

年 月 日

住 所

氏 名

台東区長



勸告通知書

あなたは、東京都台東区ポイ捨て行為等の防止に関する条例第8条第2項の規定に違反しているの、同条例第10条第1項及び東京都台東区ポイ捨て行為等の防止に関する条例施行規則第6条に基づき、次の措置を講ずるよう勸告します。

勸告事項	
勸告の理由	
措置を講じなければならない期限	年 月 日

# 台東区区有施設の受動喫煙防止対策に関する方針

## 1 目的

この方針は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）及び東京都受動喫煙防止条例（平成30年7月東京都条例第75号。以下「都条例」という。）に基づき、本区の区有施設が講じるべき受動喫煙防止対策を示し、区民をはじめとする施設利用者の健康の保持・増進を図り、かつ快適な施設環境の形成を促進することを目的とする。

## 2 基本的な考え方

本区の区有施設については、屋内、屋外のいずれも禁煙（敷地内禁煙）を原則とし、対策を講じるものとする。

また、路上での喫煙対策、喫煙場所の確保等の観点から、分煙施設となる公衆喫煙所の整備を合わせて進めていくものとする。

## 3 定義

この方針に掲げる用語の意義は、この方針において以下に定めるもののほか、都条例の例による。

- (1) 公衆喫煙所 地域の実情に応じて区が取り組む屋内外の公衆用の喫煙場所
- (2) 施設管理者 施設を管理する課等の長

## 4 対象となる施設

都条例第2条に定める第一種施設及び第二種施設に該当する区有施設

## 5 受動喫煙防止対策

区有施設については、屋内、屋外のいずれも禁煙（敷地内禁煙）を原則とする。

なお、第一種施設については屋外に、第二種施設については屋内あるいは屋外に、公衆喫煙所の設置を可能とする（都条例第2条第1項第5号の口の保育所、幼稚園、小学校、中学校等は除く。）。ただし、第二種施設及び複合施設（第一種及び第二種施設が同一の建物にある施設）において施設の態様や利用状況等により、当面の間、施設利用者を対象とした喫煙専用室又は喫煙場所の設置が必要な施設は別に定める。

施設の類型ごとの受動喫煙防止対策の一覧については下表のとおり。

施設管理者は、都条例及び本方針に基づき、必要な受動喫煙対策を講じるとともに、区民や施設利用者等に対し理解と協力を求めるものとする。

【表】受動喫煙防止対策

施設の類型		屋内	屋外（敷地内）
第一種施設	① 保育所、幼稚園、小学校、中学校等	禁煙	禁煙
	② 病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎等	禁煙	禁煙 （公衆喫煙所であれば設置可）
第二種施設	第一種施設以外の多数の者が利用する施設	禁煙 （公衆喫煙所であれば設置可※）	禁煙 （公衆喫煙所であれば設置可※）
複合施設	第一種施設及び第二種施設が同一の建物にある施設	禁煙 （公衆喫煙所であれば設置可※）	禁煙 （公衆喫煙所であれば設置可※）

※ただし、特段の理由がある場合のみ、施設利用者を対象とした喫煙専用室等の設置可

## 6 方針の実施時期等

- (1) この方針は、令和元年7月1日から実施する。
- (2) この方針は、適宜見直しを行うものとする。

# 健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号） 概要

## 改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

### 【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

### 【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

### 【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 国及び地方公共団体の責務等

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- (3) 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

### 2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

- (1) 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
- (2) 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

#### 【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置	
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙 ※1)	当分の間の措置	
		【加熱式たばこ ※2】	別に法律で定める日までの間の措置
B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内 でのみ喫煙可)	原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内 での喫煙可)	既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業(資本金又は出資の総額 500万円以下 ※3)) かつ 客席面積100㎡以下の飲食店 標識の掲示により喫煙可
			飲食店

※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。

※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分之一以上を有する会社である場合などを除く。

注：喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。

注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売（出張販売によるものを含む。）をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

- (3) 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。
- (4) 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。
- (5) 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

### 3. 施設等の管理権原者等の責務等

- (1) 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。
- (2) 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1)に違反しているとき等は、勧告、命令等を行うことができる。

### 4. その他

- (1) 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。
- (2) この法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとるよう努めるものとする。
- (3) 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 施行期日

2020年4月1日（ただし、1及び2(5)については2019年1月24日、2.A二重線部の施設に関する規定については2019年7月1日）

東京都受動喫煙防止条例を公布する。

東京都受動喫煙防止条例

目次

前文

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 受動喫煙を防止するための措置(第八条—第十四条)

第三章 罰則(第十五条—第十七条)

附則

受動喫煙が健康に及ぼす影響は大きく、がん、虚血性心疾患、脳卒中等の発症との関連や、母子においては乳幼児突然死症候群の危険性が高まるなど、健康に悪影響を及ぼすことが科学的に明らかにされている。

全ての都民が生涯を通じて健やかで心豊かな生活を送ることができるようにするためには、受動喫煙が健康に及ぼすこうした悪影響について、都民一人一人が正しく理解することが必要である。

東京都は、都民の健康増進を一層図る観点から、受動喫煙を自らの意思で避けることが困難な者に対し、受動喫煙を生じさせることのない環境を整備するとともに、受動喫煙に対する都民の理解の促進に努めなければならない。

このような認識の下に、どこに住んでいても、生涯にわたり健やかに暮らせる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

## 第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、健康増進法(平成十四年法律第百三号。以下「法」という。)第六章及び第九章並びに健康増進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第七十八号。以下「改正法」という。)附則第二条から第七条までに定めるもののほか、東京都(以下「都」という。)、都民及び保護者の責務を明らかにするとともに、都民が自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進することにより、受動喫煙による都民の健康への悪影響を未然に防止することを目的とする。

(令元条例九・一部改正)

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 喫煙 法第二十八条第二号に規定する喫煙をいう。
- 二 受動喫煙 法第二十八条第三号に規定する受動喫煙をいう。
- 三 特定施設 法第二十八条第四号に規定する特定施設をいう。
- 四 旅客運送事業自動車等 法第二十八条第八号に規定する旅客運送事業自動車等をいう。
- 五 特定屋外喫煙場所 法第二十八条第十三号に規定する特定屋外喫煙場所をいう。

六 都指定特定飲食提供施設 改正法附則第二条第二項に規定する既存特定飲食提供施設のうち、当該既存特定飲食提供施設で業務に従事する従業員(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第九条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。)をいう。)がないものをいう。

(令元条例九・一部改正)

#### (都の責務)

第三条 都は、受動喫煙による都民の健康への悪影響を未然に防止するための環境の整備に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 都は、喫煙及び受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について、意識の啓発や教育を通じた正しい知識の普及により、都民の理解を促進するように努めなければならない。
- 3 都は、前項に定めるもののほか、受動喫煙の防止に関するその他必要な施策について、都民、区市町村(特別区及び市町村をいう。第六条において同じ。)、多数の者が利用する施設(敷地を含む。以下同じ。)及び旅客運送事業自動車等の管理権原者(施設又は旅客運送事業自動車等の管理について権原を有する者をいう。以下同じ。)その他の関係者と連携し、及び協力して実施するよう努めなければならない。

(令元条例九・一部改正)

#### (都民の責務)

第四条 都民は、喫煙及び受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について理解を深めるとともに、他人に受動喫煙を生じさせることがないよう努めなければならない。

- 2 都民は、都が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (保護者の責務)

第五条 保護者は、いかなる場所においても、その監督保護に係る二十歳未満の者に対し、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するよう努めなければならない。

#### (関係者の協力)

第六条 都、区市町村、多数の者が利用する施設及び旅客運送事業自動車等の管理権原者その他の関係者は、受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(令元条例九・一部改正)

#### 第七条 削除

(令元条例九)

## 第二章 受動喫煙を防止するための措置

(既存特定飲食提供施設における喫煙の禁止等)

第八条 何人も、正当な理由がなく、改正法附則第二条第二項に規定する既存特定飲食提供施設(都指定特定飲食提供施設を除く。以下単に「既存特定飲食提供施設」という。)においては、当該既存特定飲食提供施設の法第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室及び改正法附則第三条第一項の規定により読み替えられた法第三十三条第三項第一号に規定する指定たばこ専用喫煙室以外の屋内の場所(改正法附則第二条第一項の規定により読み替えられた法第二十九条第一項第二号に規定する喫煙禁止場所を除く。以下「喫煙禁止場所」という。)で喫煙をしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は喫煙禁止場所からの退出を命ずることができる。

(令元条例九・全改)

(管理権原者等の責務)

第九条 既存特定飲食提供施設の管理権原者等(管理権原者及び施設の管理者をいう。以下同じ。)は、当該既存特定飲食提供施設の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない。

2 都指定特定飲食提供施設における改正法附則第二条第一項の規定により読み替えられた法第三十三条第四項に規定する喫煙可能室設置施設の管理権原者は、都指定特定飲食提供施設に該当することを証明する書類として東京都規則(以下「規則」という。)で定めるものを備え、これを保存しなければならない。

3 法第二十八条第六号に規定する第二種施設のうち、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設(法第三十三条第三項に規定する喫煙専用室設置施設等標識、改正法附則第二条第一項の規定により読み替えられた法第三十三条第三項に規定する喫煙可能室設置施設標識又は改正法附則第三条第一項の規定により読み替えられた法第三十三条第三項に規定する指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識が掲示されている施設を除く。)の管理権原者は、当該施設の主たる出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識を掲示しなければならない。

- 一 当該施設の屋内又は内部の場所に喫煙をすることができる場所がない旨
- 二 その他規則で定める事項

4 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所並びに学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校並びにこれらに準ずる施設として規則で定めるものの管理権原者は、特定屋外喫煙場所を設けないよう努めなければならない。

(令元条例九・全改・一部改正)

(管理権原者等に対する指導及び助言)

第十条 知事は、前条第一項の管理権原者等及び同条第二項から第四項までの管理権原者に対し、同条各項に規定する施設における受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言をすることができる。

(令元条例九・一部改正)



(既存特定飲食提供施設の管理権原者等に対する勧告、命令等)

第十一条 知事は、既存特定飲食提供施設の管理権原者等が第九条第一項の規定に違反して器具又は設備を喫煙の用に供することができる状態で設置しているときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、当該器具又は設備の撤去その他当該器具又は設備を喫煙の用に供することができないようにするための措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた既存特定飲食提供施設の管理権原者等が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 知事は、第一項の規定による勧告を受けた既存特定飲食提供施設の管理権原者等が、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(令元条例九・全改)

(立入検査等)

第十二条 知事は、この章の規定(第九条第四項を除く。)の施行に必要な限度において、特定施設の管理権原者等に対し、当該特定施設の喫煙禁止場所における専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備の撤去その他の受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、特定施設に立ち入り、当該措置の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(令元条例九・全改)

(適用関係)

第十三条 第九条第四項に規定する施設の場所に同項に規定する施設以外の特定施設に該当する場所がある場合においては、当該場所については、同項に規定する施設の場所としてこの章の規定を適用する。

(令元条例九・旧第十八条繰上・一部改正)

(適用除外)

第十四条 法第四十条第一項各号に規定する場所については、この章の規定(この条の規定を除く。以下この条において同じ。)は、適用しない。

2 特定施設の場所に法第四十条第一項各号に規定する場所に該当する場所がある場合においては、当該特定施設の場所(当該同項各号に規定する場所に該当する場所に限る。)については、この章の規定は、適用しない。

(令元条例九・旧第十九条繰上・一部改正)

### 第三章 罰則

(令元条例九・追加)

#### (罰則)

第十五条 第十一条第三項の規定に基づく命令に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

(令元条例九・追加)

第十六条 第八条第二項の規定に基づく命令に違反した者は、三万円以下の過料に処する。

(令元条例九・追加)

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の過料に処する。

- 一 第九条第二項の規定による書類を備え付けず、又は保存しなかった者
- 二 第十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(令元条例九・追加)

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条、第二条(第一号から第三号までに限る。)、第三条から第七条まで、次条第一号及び附則第七条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日

(平成三〇年規則第一五九号で平成三一年一月一日から施行)

- 二 第二条(第四号及び第五号に限る。)、第八条から第十二条まで及び第十四条の規定 令和元年九月一日までの間において規則で定める日

(平成三一年規則第二六号で平成三一年九月一日から施行)

(令元条例九・一部改正)

##### (指定たばこの適用除外)

第二条 改正法附則第三条第一項に規定する指定たばこについては、当分の間、第八条第二項の規定は適用しない。

(令元条例九・全改)

##### (検討)

第三条 都は、この条例の施行後五年を経過した場合において、この条例の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(令元条例九・旧第八条繰上)

#### 附 則(令和元年条例第九号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中第一条、第三条第三項及び第六条の改正規定 令和元年七月一日

- 二 第二条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び第三条の規定 令和二年四月一日

各 

都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長

 殿

厚生労働省健康局長  
(公印省略)

### 屋外分煙施設の技術的留意事項について (通知)

「健康増進法の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 78 号。以下「改正法」という。)については、7 月 25 日に公布されたところである。

改正法による改正後の健康増進法においては、一部の施設を除き、多数の者が利用する施設については原則屋内禁煙としているものの、屋外については禁煙等の措置は講じていないところである。一方で、屋外であっても、例えば駅前や商店街などの場所においては、望まない受動喫煙対策を講じる観点から、屋外の分煙施設を設置し、当該分煙施設内で喫煙をできることとする対策をとることが考えられるところである。

こうした屋外分煙施設を設置する際の技術的留意事項については、下記のとおりであるので、御了知の上、関係方面への周知等に御配慮をお願いしたい。

### 記

○ 人通りの多い方向に対し、たばこの煙が容易に漏れ出ないようにすること

<具体例>

- ① 壁及び天井で囲まれ、屋外排気設備のある閉鎖系の構造物の場合 (コンテナ型)
    - ・ 排気口は、天井近くの高い位置とし、人通りの少ない場所に向いていること
    - ・ 給気口 (出入口と兼ねることも考えられる) は、排気口の反対側に設置されていること
  - ② 壁で囲まれ、かつ天井が開放された構造物の場合 (パーティション型)
    - ・ 壁については、一定程度の高さ (2~3メートル程度) があること
    - ・ 出入口には、方向転換のためのクランクがあること (2回以上のクランクがあることが望ましい)
    - ・ 四方の壁の下部に、給気用の隙間 (10~20センチメートル程度) があること
- ※ 天井の一部を囲う場合には、天井に勾配をつけるとともに、壁と天井の間に人通りの少ない場所に向けた排気のための開口面があること

※ 付近の地面より高い位置に設置されることが望ましい

(注) 上記は具体例であり、分煙施設の設置場所の状況（周囲の人通りの多さ等）に応じて、分煙施設の周囲での望まない受動喫煙を防ぐための適切な措置を講ずること。

(注) なお、上記の技術的留意事項を満たさない屋外の分煙施設を設置することも可能である。

区内の公衆喫煙所一覧(令和4年3月16日現在)

	名称	所在地
1	上野公園前交番裏	上野公園1番65号
2	JR上野駅(広小路口)ペDESTリアンデッキ上	上野6丁目15番14号 JR上野広小路口ペDESTリアンデッキ上
3	JR上野駅(浅草口)ペDESTリアンデッキ上	上野7丁目1番先 JR上野浅草口ペDESTリアンデッキ上
4	浅草寺境内二尊仏前東	浅草2丁目3番1号
5	浅草寺境内観音前警備派出所北	浅草2丁目3番1号
6	浅草寺境内北側トイレ南	浅草2丁目3番1号
7	浅草寺境内はとバス駐車場西	浅草2丁目3番1号
8	浅草寺境内奥山おまいりまち門前	浅草2丁目3番1号
9	広徳公園内	東上野4丁目5番6号
10	池之端二丁目公衆トイレ横	池之端2丁目4番
11	本庁舎駐車場出口横	東上野4丁目5番6号
12	台東リバーサイドスポーツセンター 体育館前	今戸1丁目1番10号
13	清川清掃車庫	清川2丁目24番26号
14	鶯谷公園内	根岸1丁目3番17号
15	上野公園正岡子規記念球場横	上野公園5番20号
16	金竜公園内	西浅草3丁目25番7号
17	隅田公園内	花川戸1丁目1番

法改正・都条例の制定経緯、区取り組み

平成30年4月1日 (2018年)	区	喫煙に特化したマナー指導員の配置(2名1班体制) ・巡回時間 7時から15時まで 区内を細かく巡回し、マナー指導・普及啓発を実施
平成31年1月1日 (2019年)	都	東京都受動喫煙防止条例 一部施行 ・喫煙をする際の配慮義務 ・保護者の責務等
平成31年1月24日 (2019年)	国	改正健康増進法 一部施行 ・国及び地方公共団体の責務 ・喫煙する際の配慮義務
令和元年7月1日 (2019年)	国	改正健康増進法 一部施行 ・学校、医療機関、児童福祉施設等、及び行政機関などは、敷地内禁煙(一定の要件を満たした屋外喫煙場所を除く)
令和元年7月1日 (2019年)	区	台東区区有施設の有動喫煙防止対策に関する方針 実施 ・区有施設については、屋内、屋外を原則禁煙とし、路上での喫煙対策、禁煙場所の確保等の観点から、分煙施設となる公衆喫煙所の整備を進めていく考え方を定めた
令和元年8月1日 (2019年)	区	喫煙に特化したマナー指導員の巡回時間延長 ・巡回時間「7時から15時まで」を「7時から20時まで」に延長
令和元年9月1日 (2019年)	都	東京都受動喫煙防止条例 一部施行 ・幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校などは、敷地内禁煙(屋外喫煙場所であっても設置不可) ・飲食店における店内の喫煙状況について、店頭表示義務(禁煙の場合も禁煙の標識を掲示)
令和2年4月1日 (2020年)	国・都	改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例 全面施行 ・多数の者が利用する全ての施設において、原則屋内禁煙(一定の要件を満たした場合は、屋内喫煙所の設置可)
令和2年4月1日 (2020年)	区	喫煙に特化したマナー指導員の増員 ・マナー指導員2名(1班)に対し4名(2班)増員 計6名(3班)配置しマナー指導・普及啓発を実施
令和3年4月1日 (2021年)	区	東京都台東区ポイ捨て行為等の防止に関する条例施行(平成9年9月台東区条例第32号) ・歩きたばこ禁止を規定 ・喫煙禁止時間(午前7時～午前9時)の指定 ・たばこの定義を追加(電子たばこの規定)



## 台東区公衆喫煙環境の整備指針

令和4年3月発行  
(令和3年度登録第73号)

### 台東区環境清掃部環境課

〒110-8615 東京都台東区東上野4-5-6  
電 話 03 (5246) 1292  
FAX 03 (5246) 1159